令和元年6月診療分より、

第1子、第2子の小・中学生の医療費助成を拡充しています!!/

- ① 通院医療費・・・1人あたり1ヶ月の自己負担額が3,000円を超えた額を助成
- ② 歯科診療費・・・自己負担額の全額を助成 ※自己負担額は、自費診療を除きます



区分	①通院医療費	②歯科診療費	
助成額	1 人あたり 1 ヶ月の自己負担が 3,000 円を超えた額(自費診療は除く)	全額 (自費診療は除く)	
助成方法	令和元年6月診療分~令和2年3月診療分		
	医療機関等で医療費を一旦支払う ↓ 1 人ごとに 1 ヶ月分をまとめて、診療月の 翌月 以降に請求		
	令和2年4月診療分~		
	医療機関等で医療費を一旦支払う ↓ 1人ごとに1ヶ月分をまとめて、 診療月の 翌月 以降に請求	※助成方法が変更になります※歯科診療受給者証と健康保険証を提示↓窓口の負担が不要	
注意事項	・領収書が必要・請求期限は、診療月の翌月1日から2年間・原則、請求月の翌月に保護者の口座へ振込み	・受給者証の交付を受けるには、 <u>事前</u> 申請が必要 ・令和元年6月診療分~令和2年3月診療分の 請求期限は、診療月の翌月1日から2年間 ・ <u>歯科診療にかかる調剤も対象</u>	

裏面もご覧ください⇒

助成対象者

大洲市に住所を有する第1子・第2子の小・中学生の保護者

助成内容

詳しい内容は、表面をご確認ください

請求に必要なもの

	必要なもの	確認事項
必須	子ども医療費請求書	①通院医療費、②歯科診療費それぞれに請求書あり
		※市役所・各支所の窓口または大洲市のホームページでダウンロード可能
必須	医療機関等の領収書(原本)	児童名と診療明細(点数等)が記載されたもの
必須	児童の健康保険証	
必須	認め印	スタンプ印は不可
必須	保護者名義の通帳	
	またはキャッシュカード	
	高額療養費支給決定通知書	ご加入の健康保険から高額療養費の決定通知書が届いた後市
	(医療費が高額の場合)	へ手続きに来てください。
	限度額適用認定証	持っている方のみ

その他

- ▽窓口負担が高額になる場合は、限度額適用認定証をご利用ください。
- ▽学校での傷病や、交通事故による傷病等は助成対象とならない場合があります。
- ▽その他の公費(重度心身障害者医療、ひとり親家庭医療費等)及び生活保護の受給者は 対象外です。
- ▽第3子以降の児童に該当する場合は、別途申請が必要です。

請求先及びお問い合わせ先